

南海トラフ地震に備えよう！

～お家の家具の固定をサポートします～

先着
200世帯申請締切
7月30日
(金)

香川県では、「家具類固定サポート制度」の利用者を募集しています！

家具類の固定はなぜ必要？

過去の大規模地震では、建物の倒壊や、家具類の転倒によって、たくさんの方が犠牲になりました。

県の南海トラフ地震被害想定では、家具類の転倒・落下防止対策を行うことで、死傷者数を4分の1に軽減できると想定されています。

ご自分やご家族の命を守るために、家具類の固定はとても重要です。ぜひ、この機会に、「家具類固定サポート制度」をご利用ください！

家具類の転倒・落下防止対策による死傷者の軽減(人)



「家具類固定サポート制度」はどんな制度？

「家具・家電の固定方法がわからない」、「自分で固定作業ができない」等の理由により、家具類の固定ができていない方のために、家具類固定サポーター（香川県防災士会）が家庭を訪問し、固定方法のアドバイスや固定器具の取付支援などを行う制度です。

実施スケジュール（予定）

利用申請	【締切：7月30日（金）】 香川県危機管理課（TEL：087-832-3242）あて、別紙の利用申請書を提出してください。※先着200世帯で、募集を締め切ります。
日程調整	【8月～9月頃】※申請状況により、ご連絡までにお時間を要する場合があります。香川県防災士会から申請者に電話連絡をして、訪問日の調整などを行います。※家具類固定サポート制度事務局（080-8636-2129）からお電話させていただきます。（原則として、平日9:30～15:00にご連絡いたします。）
事前診断	【9～10月】 サポーターが家庭を訪問し、家具類の固定方法の診断を実施します。サポーターと相談のうえ、固定する家具や固定方法を決めてください。
器具調達	【取付支援日まで】 診断結果に基づき、必要な器具等を用意してください。 ※申請者本人が、取付支援日までに購入してください。
取付支援	【11～2月頃】 サポーターが家庭を訪問し、固定器具の取付サポートを実施します。

※スケジュールはあくまで目安であり、状況に応じて変更する可能性があります。
※事前の連絡なしに、サポーターが自宅をいきなり訪問することはありません。本制度に関して、不審に思われる訪問や連絡があった場合には、香川県危機管理課に御確認ください。

募集要項は裏面をご覧ください。

令和3年度 香川県家具類固定サポート制度 募集要項

【対象世帯】 県内に住所を有する世帯

【申請締切】 令和3年7月30日（金）必着

※ただし、申請が200世帯に達し次第、募集を締め切ります。
（募集締切りの際は、県ホームページで公表します。）

【申請方法】 別紙の利用申請書に必要事項を記入のうえ、下記まで御提出ください。

○提出先（FAX・メール・郵送にて提出してください。）

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

香川県危機管理課 南海トラフ地震対策グループ 行

TEL：087-832-3242 FAX：087-831-8811

E-mail：kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

※持参される場合は、
平日8:30～17:15にお持ちください。

【注意事項】 以下の条件をよくお読みいただいたうえ、利用申請を行ってください。

- ・事前診断や取付支援の作業は無料ですが、転倒防止器具の購入費用は申請者の負担となります。
- ・申請者が建物の所有者でない場合は、建物の所有者又は管理者の承諾が必要です。
- ・固定器具の取付を行う家具類の周りは、作業がしやすいように整理整頓をお願いします。
- ・家具の移動を行わない範囲で取付支援を行います。
- ・香川県及び香川県防災士会は、申請者の了承を得たうえで実施された器具の取付やその過程によって生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負いません。
- ・家具類の固定は、地震時の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震等の際に器具を取り付けた家具類が転倒し、被害が発生しても、香川県及び香川県防災士会は責任を負いません。
- ・引越し等による固定器具の取り外しは、各自で行ってください。
- ・借家等において、取り付けた固定器具の跡を原状に復する必要がある場合、その費用は申請者の負担となります。

【以下については、原則、取付支援の対象外とさせていただきます。】

- ・ガラスへの飛散防止フィルムの貼付
- ・コンクリート、モルタル、タイル等へのビス固定
- ・ピアノ等、専門業者による作業が必要なもの
- ・仏壇等、固定作業に特別な配慮が必要なもの

★家具類転倒防止器具の購入費用への補助について

器具の購入費用は申請者の負担となりますが、購入費用に対する補助を行っている市町があります。利用したい場合は、お住まいの市町の担当部署にお問い合わせください。

【補助制度を実施している市町】

市町名	担当部署	電話番号	市町名	担当部署	電話番号
高松市	危機管理課	087-839-2184	土庄町	総務課	0879-62-7000
丸亀市	危機管理課	0877-25-4006	小豆島町	総務課	0879-82-7001
坂出市	職員課危機監理室	0877-44-5023	直島町	総務課	087-892-2222
善通寺市	防災管理課	0877-63-6338	宇多津町	危機管理課	0877-49-8027
観音寺市	危機管理課	0875-23-3940	綾川町	総務課	087-876-1906
さぬき市	危機管理課	087-894-1115	琴平町	企画防災課	0877-75-6711
東かがわ市	危機管理課	0879-26-1235	多度津町	総務課	0877-33-1110
三豊市	危機管理課	0875-73-3119	まんのう町	総務課	0877-73-0100

※市町によって補助制度の利用に要件が設けられている場合があります。また、時期によっては募集を締め切っている可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】 香川県危機管理課

TEL：087-832-3242